

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 25 年 5 月 17 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）テックランド近江八幡店 近江八幡市鷹飼町字徳常番 351 ほか
- 2 提出された意見の概要
 - (1) 近江八幡市からの意見
 - ア 開業時や休日等、店舗内および店舗周辺の交通量の増加が見込まれる際に、交通誘導員を配置するなど交通安全対策について配慮ください。
 - イ 地元自治会、近隣自治会等への説明を行い理解を得てください。
 - ウ 近江八幡駅南部地区 地区計画 B での出店となります。都市計画法、開発許可等の基準に関する市条例等の法を順守し、当該地区計画、地元協議等の主旨を最大限尊重の上進められたい。
 - (2) 地元住民からの意見
所轄警察署と連携し、公道を通行し店舗敷地に入る顧客（歩行者、自転車利用者）の交通安全確保の対策を講じること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1
近江八幡市都市産業部産業振興課 近江八幡市桜宮町 236 番地
 - (2) 縦覧期間 平成 25 年 5 月 17 日から平成 25 年 6 月 17 日まで